拠点校方式による部活動 FAQ

Q1 拠点校方式による部活動への参加について教えてください。

A1 拠点校方式とは、町内２校の中学校が連携し、いずれかの学校を「拠点校」として部活動を行う仕組みです。これにより、生徒は自校にない部活動にも参加でき、人数不足の解消や専門的な指導を受けやすくなります。

【令和９年度　本制度の対象となる例】
在籍校は、住所地により指定された松伏中学校（サッカー部・剣道部無し）に進学
⇒土日祝日・長期休業中等のみ松伏第二中学校のサッカー部または剣道部の部活動に参加（練習試合・大会への参加も可）

Q2 拠点校方式が始まることにより、部活動を理由とした指定校変更は、できなくなるのですか。

A2 従来通り部活動を理由とした指定校変更も可能です。拠点校方式のメリット・デメリットを踏まえ、どちらの制度を利用するかは、御検討ください。

Q3 入学後、部活動を理由とした指定校変更を行い、転校することは可能ですか。

A3 入学後に、部活動を理由とした指定校変更はできません。

【認められない例】現在小学校６年生で、令和９年度より新中学１年生の場合
在籍校は住所地に指定された松伏中学校
（入学前）在籍校は、松伏中学校の方がよいため、拠点校方式を利用して松伏第二中学校のサッカー部または剣道部の部活動に参加することにした。
（入学後）平日も部活動に参加したいことから、指定校変更により、松伏第二中学校に転校したい。
⇒このケースの指定校変更による転校は、認められません。

Q4 自宅や在籍校から拠点校への移動の方法について教えてください。

A4 拠点校への移動は徒歩または自転車を原則とし、必要に応じて保護者の送迎が可能です。教員による引率は行いませんので、移動にかかる責任は保護者の責任となりますことを御了承ください。

Q5 移動中の事故やトラブルが発生した場合の対応を教えてください。

A5 拠点校への移動中における事故対応や生徒指導等については、生徒の安全を第一に、在籍校と拠点校が協力し対応いたします。また、活動中の事故及び移動中の事故に際しては、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付請求事務の規定に基づき、在籍校が対応いたします。

Q6 活動日について教えてください。

A6 原則土日祝日及び長期休業中となります。
ただし、大会前など拠点校が許可した平日は活動することが可能です。

Q7 欠席連絡等、拠点校の顧問との連絡はどのようにすればよいですか。

A7 連絡システム「すぐーる」にて、部活動ごとにチャンネルを作成しますので、そちらを御活用ください。

Q8 クラブチームとの掛け持ちは可能ですか。

A8 可能です。ただし、中体連の大会の参加については、拠点校部活動またはクラブチーム、どちらか一方での参加となります。両団体からの参加は認められておりませんので、顧問等とよく相談し、参加する団体を決めてください。

Q9 説明会に参加したいのですが、都合が合いません。どうすればよいですか。

A9 説明会の映像を御用意いたします。事前に御連絡をいただければ、教育総務課にて、当日の映像を見ていただくことが可能です。

Q10 部活動の費用はどうなりますか。

A10 拠点校の部費に準じます。また、移動にかかる経費は参加する生徒の保護者の負担となりますことを御了承ください。

Q11 拠点校方式の制度を利用します。手続の進め方について、教えてください。

A11 指定の様式を提出してください。指定の様式は、教育委員会に取りに来ていただくかホームページからダウンロード（後日掲載）し、ご記入ください。
小学校６年生については、令和９年２月５日（金）までに教育総務課まで御提出ください。松伏中学校に在籍している生徒については、指定の様式を在籍校へ提出してください。